

平成 30 年 3 月 30 日

一般廃棄物処理業者に対する行政処分について

長野市は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 7 条の 4 の規定により、下記のとおり一般廃棄物処理業の許可を取消しました。

記

被処分者	名称	武田 幸博
	所在地	長野市大字鶴賀権堂町2214番地3 ローヤルシティ長野404号
許可の内容	事業の種類 (許可番号)	一般廃棄物収集運搬業（第10296号） 平成29年4月1日許可
行政処分の内容		一般廃棄物収集運搬業の許可取消し
処分年月日		平成30年3月30日
処分の理由		長野市大字鶴賀権堂町2214番地3 ローヤルシティ長野404号の武田幸博（長野市一般廃棄物収集運搬業許可第10296号）は平成29年12月28日、長野簡易裁判所において罰金刑が確定した。このことは一般廃棄物処理業の許可の取消しを定めた法第7条の4第1項第4号で規定する同法第7条第5項第4号ハ（欠格要件）に該当する。

長野市 環境部 廃棄物対策課
〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町 1613 番地
TEL 026-224-7320
FAX 026-224-5108
E-mail haitai@city.nagano.nagano.jp